

児童扶養手当支給事務指導監査実施状況

1 実地指導監査の状況（監査対象自治体数：10都県255市区）

令和元年度の実地指導監査は、17市を対象に実施しました。

2 実地指導監査結果

実地指導監査結果の集計及び監査結果の概要は以下のとおりです。

(1) 指導監査の結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
1. 主管課の業務体制の状況	0	0	0
2. 関係機関等との連携の状況	0	1	1
(1) 関係機関との連携の状況	0	0	0
(2) 関係部課との連携の状況	0	1	1
(3) その他	0	0	0
3. 広報の状況	0	0	0
(1) 広報の時期、内容	0	0	0
(2) 広報媒体の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び 保管状況	0	2	2
(1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況	0	2	2
(2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
5. 認定請求書受理の状況	0	6	6
(1) 認定請求書受理の状況	0	6	6
(2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領 及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成 指導の状況	0	0	0
(3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況	0	0	0
(4) 公的年金受給権の確認の状況	0	0	0
(5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況	0	0	0
(6) その他	0	0	0

6. 認定請求書の審査及び決定の状況	0	2	2
(1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との照合)の状況	0	0	0
(2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得についての確認(課税台帳等との照合)の状況	0	0	0
(3) 提出書類の審査、決裁の状況	0	1	1
(4) 受付から決定までの事務処理時間の状況	0	1	1
(5) その他	0	0	0
7. 現況届の処理状況	0	3	3
(1) 現況届受理の状況	0	0	0
(2) 課税台帳等の照合の状況	0	1	1
(3) 審査、決裁の状況	0	0	0
(4) 受付から決定まで事務処理期間の状況	0	0	0
(5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況	0	0	0
(6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認されている者の取扱いの状況	0	2	2
(7) その他	0	0	0
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	0	0	0
(1) 受給者への事前通知	0	0	0
(2) 適用除外届出書等の受理状況	0	0	0
(3) 審査・決裁の状況	0	0	0
(4) 未提出者に対する連絡・相談などの手続きの支援状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	1	1	2
(1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況	1	0	1
(2) 審査及び提出の状況	0	1	1
(3) 職権による事務処理の状況	0	0	0
(4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保管の状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
10. その他	3	5	8
合 計	4	20	24

(2) 指導監査結果概要

指 摘 事 項	主 な 内 容
2. 関係機関等との連携の状況	
○所得更正の確認	本人及び扶養義務者等の所得更正の確認が不十分であるので、税務関係部局との連携により漏れなく確認し、所得更正決定後の所得により手当額を算出すること。
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
○諸様式用紙の整理及び保管の状況	自治体が独自に定めている認定請求書及び現況届等、児童扶養手当施行規則に定める様式において、同規則に定める事項(養育費の取り決め欄等)が盛り込まれていないことから、同規則で定める事項を満たすよう改めること。
5. 認定請求書受理の状況	
○拘禁を支給事由とする認定請求書の受理	父の拘禁を支給事由とする認定請求において、拘禁期間の一部に未証明の期間があり、1年以上継続して拘禁された事実を証する書類が未添付のまま受理していたため、拘禁証明期間に空白が無く、継続して1年以上拘禁されていることが分かる証明書を徴取すること。
○DV保護命令を支給事由とする認定請求書の受理	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令(以下「DV保護命令」という。)を受けたことを支給事由とする認定請求において、保護命令決定書の謄本はあるものの、確定証明書が未添付のまま受理していたため、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)に基づき、保護命令決定書及び確定証明書があることを確認した上で受理すること。
○母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする認定請求書の受理	母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする認定請求において、事実婚解消等調書が未添付のまま認定されている事例があったため、「児童扶養手当における父母の事実婚解消及び母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする場合の留意事項について」(平成22年7月30日雇児福発0730第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、適正に対応すること。
6. 認定請求書の審査及び決定の状況	
○父障害の認定	父障害の事由により認定された事例において、障害認定医への判定依頼はなされているものの、判定結果が添付(保管)されておらず、認定された根拠が明らかでない状況となっていたため、障害認定医への判定の経緯について事後確認できるよう保管し、適切な認定事務を行うこと。
○認定事務の迅速化	認定請求書の処理状況を見ると、受理から認定までに2か月以上を要するものが約半数あり、半年を要するものも数件あり事務処理が遅延している状況であったため、事務処理が遅延している原因を究明するとともに、その結果を踏まえ事務処理の迅速化を図ること。
7. 現況届の処理状況	
○所得の額(養育費)の確認	現況届で申告のあった養育費について、現年の養育費を所得に算入した事例等があったため、所得算入に当たっては申告内容に誤りがないかの確認を十分行い、入力誤りが起きないようにチェック体制の充実を図ること。
○現況届未提出者の資格喪失処理	現況届未提出者の事務処理について、既に対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了しているにもかかわらず、資格喪失処理を行っていない事例があったため、関係公簿により明らかに受給資格に該当しなくなった受給者に対しては、職権により資格喪失処理を行うこと。
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	
○資格喪失届に係る事務処理	資格喪失届に係る事務処理をみると、「障害年金受給」及び「住所変更(市外転出)」を事由とする資格喪失処分が行われている事例があったため、「障害年金受給」及び「住所変更(市外転出)」は資格喪失事由に当たらないことから、当該事由による資格喪失処理は行わないこと。

10. その他

○児童扶養手当法13条の2に基づく公的年金等の受給による支給制限に係る事務処理

公的年金等の給付と児童扶養手当の差額支給月額算出に当たり、企業年金連合会から老齢企業年金を受給している場合、証明日現在の年金額をそのまま算定したことにより、差額支給月額が過小になった事例があったため、「公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱いについて」(平成26年10月17日雇児福発1017第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)の事務処理要領により行うこと。